

「かけ・ボラ」

社会福祉協議会では
ボランティアとボランティアを必要としている方を
「かけはし(コーディネート)」しています。

発行/ 揖斐川ボランティア市民活動支援センター
(揖斐川町社会福祉協議会内)
TEL0585-56-3700 FAX0585-56-0078

ボランティア活動中のさまざまな事故によるケガや損害賠償責任を補償します

ボランティア活動保険

補償期間：平成27年4月1日午前0時～平成28年3月31日午後12時

保険金の種類		加入プラン・補償金額	
		Aプラン	Bプラン
死亡保険金		1,200万円	1,800万円
後遺障害保険金		1,200万円(限度額)	1,800万円(限度額)
入院保険金日額		6,500円	10,000円
手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
	外来の手術	32,500円	50,000円
通院保険金日額		4,000円	6,000円
特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ	
葬祭費用保険金(特定感染症)		300万円(限度額)	
賠償責任保険金(対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料	基本タイプ	A 300円	B 450円
	天災タイプ	天災A 430円	天災B 650円

※天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

補償内容

ボランティアがボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合や、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする主な例

(1) ケガの補償



清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。



ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。



活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。

(2) 賠償責任の補償



入浴ボランティア活動中、誤ってお年寄りにケガをさせた。



家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこわした。



自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。

問合せ申込み先

揖斐川ボランティア市民活動支援センター・揖斐川町社会福祉協議会
TEL: (0585) 56-3700 FAX: (0585) 56-0078

平成26年度 災害ボランティア研修会

3月7日（土）、揖斐川町役場3階研修室、防災対策本部室他で災害ボランティア研修会を開催しました。この研修会は、揖斐川町と揖斐川町社会福祉協議会との間において締結した「災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書」に基づき、平常時から「災害ボランティアセンター」の必要性・役割の理解を図り、災害時における人材育成を行うとともに、揖斐川町、社会福祉協議会、住民が一体となって災害に備える体制づくりを推進することを目的に開催しました。

はじめに、揖斐川町役場総務課長の今枝文雄氏より「災害から命を守る防災対策」～より良い対策を考え、共に実践していきましょう～、岐阜県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動支援センター 主事 和田慎太郎氏より「災害ボランティア（センター）のチカラを活かすために」、それぞれ講演をしていただきました。その後、土砂災害を想定した災害ボランティアセンター設置訓練では、職員がセンター職員役と被災者役、参加者がボランティア役に分かれ、災害ボランティアセンターの流れをより実践に近い形で訓練することができました。最後に、手軽にできる新聞スリッパ体験を行い、災害時にも役立つ豆知識を学びました。参加者からは、「地域交流、ネットワークの必要性を感じた」「被災者への心配りをもって活動することが大切だと感じた」「手軽にできる新聞スリッパは参考になった」等多くの感想をいただきました。

今回の研修は、災害に対する正しい認識、災害ボランティアセンターの役割を理解する等、災害に備える体制づくりにつながる有意義な研修会になりました。



▲講演会の様子



▲災害ボランティアセンター設置訓練で、ボランティア役の方が被災者宅で活動している様子

ボランティアに関する
問合せ先

揖斐川ボランティア市民活動支援センター(揖斐川町社会福祉協議会内)

TEL:(0585)56-3700 FAX:(0585)56-0078